

ニュースレター

2010年1月



インデックス

新文書

ゴルフ会員権、ゴルフ入場券の販売に対する法人税の課税売上の判定 3

ガイドライン文書

法人税 4

スクラップ販売からの収入に対しては法人税インセンティブを適用しない 4

法人税算定のために控除される償却費用 4

付加価値税 5

銀行経由での決済 5

値引商品に対する付加価値税のインボイスの取扱い 5

減税期間満了の通知 5

不動産分野の税務 6

高層アパート譲渡時の税制 6

高層アパート譲渡時の税制 7

税関価値算定時に加算される事項の判定 7

再輸出商品の税務上の取扱い 7

税務管理 8

逃亡する兆しのある納税者に対する税金滞納の監視及び処分 8

投資活動 9

外資系企業の製品の保証、修理の活動 9

新文書

ゴルフ会員権、ゴルフ入場券の販売に対する法人税の課税売上の判定

2010年1月13日に、財政省は、ゴルフ会員権の販売収入及びゴルフ入場券の販売収入について、法人税上の課税売上の判定法のガイドラインを規定する省令第06/2010/TT-BTC号を公布した。

- ・ 当日のみ使用できるゴルフ入場券の販売の場合
課税売上は、課税期間以内に発生した当該ゴルフ入場券の販売額となる。

- ・ プリペイド式の長期に渡るゴルフ会員権の販売の場合
課税売上は、ゴルフ会員権の販売によって得た収入を実際の会員権の有効年数で割った金額となる。このような取扱いは会員権の販売代金の全額を一括払いした場合又は分割払した場合の双方に適用される。

同省令は、公布日から施行することとし、2009年度の課税年度から適用する。



ガイドライン文書

法人税

スクラップ販売からの収入に対しては法人税インセンティブを適用しない

税務総局は、2010年1月8日に公文書第83/TC T-PC号を発行した。当該オフィシャルレターによると、2004年～2008年の期間中に、法人税インセンティブを実際に享受していた企業が、生産過程で発生したスクラップを販売して所得を得ていた場合には、当該所得はその他の所得として、法人税インセンティブの対象とならない。つまり、当該所得には、法人税率28%が適用されることとなる。なお、この考え方は、預金利息及び貸付利息に関する法人税インセンティブの適用を規定する公文書第118/BTC-TCT号の方針と同様である。

法人税算定のために控除される償却費用

法人税法の規則によると、従来より、企業が所有していることを証明する証拠書類（適切かつ十分なインボイスや領収書）が揃っていない固定資産（ファイナンス・リースの資産を除く）の減価償却費用は、法人税計算上、損金経理されない。従って、固定資産の減価償却開始時点は、資産の合法的な所有権を証明する法律規定上の証拠書類を適切かつ十分に入手した時点となる。

税務総局が、地方税務局宛に交付した2009年12月17日付公文書第5169/TCT-CS号は、固定資産の減価償却費に関して上記の通り規定している。



付加価値税

銀行経由での決済

2009年12月22日、財政省は、銀行口座による決済方法のガイドラインを規定する**公文書第18002/BTC-TCT**号を公布した。同公文書は、中央銀行によるガイダンスについて記載しており、その中で、国内外で事業を行う企業の所有者又は個人が、自身が所有する銀行口座を経由してベトナムの会社から購入した商品の代金決済を行った場合、これは、銀行経由決済とみなされると規定している。

当該決済方法は、輸出契約書、契約書の添付文書又は契約書の修正文書に明確に定められなければならない。上述のとおり個人口座を経由して決済された輸出商品の付加価値税還付申請書類について、同公文書は、地方税務局に対してケースバイケースで検査を行うことを要求しており、その際、異常な取引を発見したら、当該輸出業者の口座を開設した銀行と協力して、資金源及び同口座経由での決済の状況を検査すべきであるとしている。

値引商品に対する付加価値税のインボイスの取扱い

2009年12月17日、税務総局は、値引商品に対する付加価値税のインボイスの記述のガイドラインを規定する**公文書第5158/TCT-CS**号を公布した。当該オフィシャルレターによると、企業が契約によって合意した値引又は合法的な販売促進プログラムに従った値引を行った場合、作成するインボイスには、当初販売価格、値引額、値引後の販売価格、付加価値税の額及び付加価値税込みの合計額のそれぞれの金額が記載されなければならない。



減税期間満了の通知

2010年1月8日、税務総局は、投資・消費の需要促進を目的として公布された首相決定第16号の下で2009年に適用された一部品目に対する付加価値税及び登録料金の減額期間満了を正式に通知する**公文書第91/TCT-CS**号を公布した。同オフィシャルレターによると、**2010年1月1日から**、決定第16/2009/QD-TTg号、決定第58/2009/QD-TTg号、決定第96/2009/QD-TTg号及びその実施ガイドラインを規定する各省令（財政省令第13/2009/TT-BTC号、財政省令第18/2009/TT-BTC号、財政省令第91/2009/TT-BTC号、財政省令第85/2009/TT-BTC号、財政省令第181/2009/TT-BTC号）に基づく一部品目に対する付加価値税半減と（運転席を含む）10席以下の乗用車の登録料金半減の政策が**無効**となる。

不動産分野の税務

高層アパート譲渡時の税制

2009年12月23日、財政省は、地方税務局に高層アパートの譲渡時の税制ガイドラインを提供する**公文書第18044/BTC-TCT号**を公布した。主な内容は以下の通りである。

- 法人税、付加価値税、個人所得税及び登録料金の算定の目的のための高層アパートの土地使用権価値の配分比率は、同ビルの平均建設面積（地下面積を含む）により計算される。

2004年以降に譲渡取引が行われ、政令第38/2000/ND-CP号に従って土地使用権価値が配分された取引については、引き続き当該政令に従うものとする。



- 当該オフィシャルレターは、財政省決定第134/2007/TT-BT号を補足する財政省決定第62/2008/QD-BTC号に基づいて、アパート譲渡に関する2007年及び2008年の法人税計算に関して規定している。

具体的には、アパートを譲渡する際の土地使用権価値部分は、土地使用権譲渡からの所得と見做され、標準税率

(28%)に加えて、補足的な累進税率の適用対象となる。

また、同オフィシャルレターは、財政省決定第134/2007/TT-BT号及び政令第24/2007/ND-CP号と同様に、企業が土地使用権譲渡の取引金額と建物譲渡の取引金額を区分して、適切に法人税を算定しなければならないということを再度規定している。

同時に、税務当局と企業に対して、土地使用権譲渡の取引金額を検査及び再判定して、仮にこれが不適切であった場合には、法人税額を修正することを求めている。

明確に規定はしていないが、同オフィシャルレターは、土地使用権譲渡の取引金額と建物譲渡の取引金額を区分して把握することができない場合、取引金額の総額が土地使用権譲渡から発生したものと見做されるようである。各企業は、自社の事情を検討して、同オフィシャルレターの方針に従った対応策を講じるべきである。

輸出入及び税関

税関価値算定時に加算される事項の判定

輸入商品の関税価値を判定する際、輸入場所までの運送費又はその他の運送関連費用（積み下し費用や発送費用など）が取引価格に計上されていない場合には、それらの費用を関税価値に加算しなければならない。

輸入商品に、上記運送費のような関税価値に加算すべき項目があるが、関税価値を決定するための客観的なデータが不足している場合には、取引価格に基づいて関税価値を計算するのではなく、別の方法（類似輸入商品の価値に基づいて算定する方法）によらなければならない。

以下の場合には、関税価値に加算すべき事項として取り扱われることとなる。

- ▶ 買手により支払われた商品運送費及びその他の関連費用で、買手の実際の取引価格含まれていないもの。
- ▶ 加算すべき事項は、輸入商品に直接的に関連しなければならない。

税関総局により2009年12月17日に公布された公文書第7711/TCHQ-KTTT号のガイドラインは上記の通りである。

再輸出商品の税務上の取扱い

2009年4月20日付の財政省令第79/2009/TT-BTC号によると、商品が輸入されたが、外国企業に対して再輸出される場合、下記の各条件に該当すれば、関連する輸入税は還付の対象となり、かつ、輸出税を納税する必要はない。

- 商品が実際輸入日から365日以内に外国へ再輸出される。
- 商品がベトナムでの生産、加工、修理又は使用の過程を経ていない。
- 商品の輸入手続を行った税関支局で再輸出手続が行われる。
- 輸入商品が契約に整合しない場合には、評価機関（評価機能及びその能力のある組織）の商品鑑定結果の通知書がある。

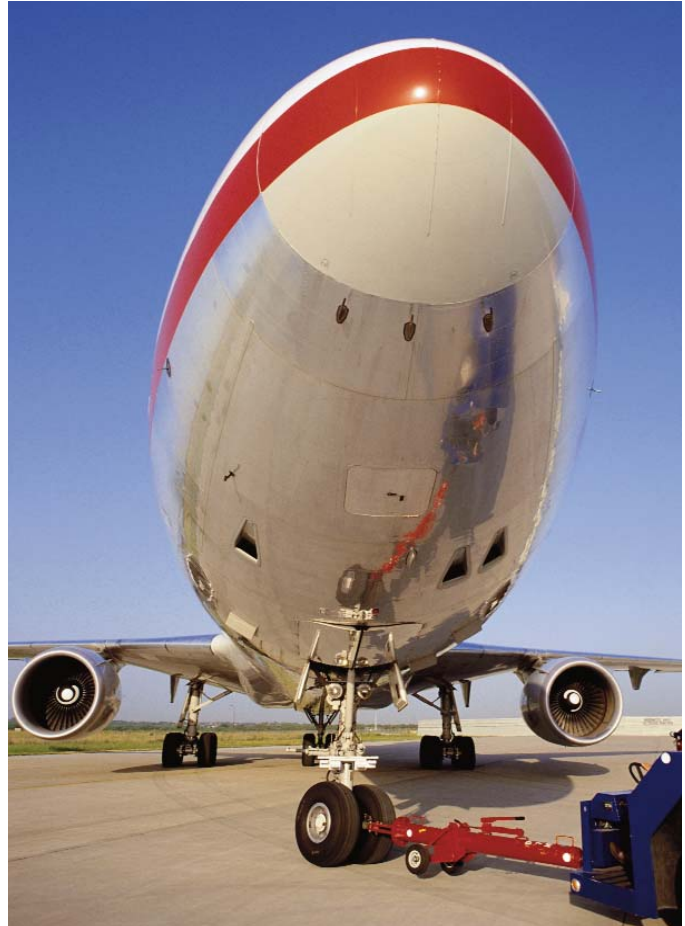
従って、一定の理由により外国企業に再輸出される輸入商品について、上記の各条件に合致するが、商品の再輸出時点で税納税期間を超えてしまった場合には、納税遅延の罰金を支払なければならないが、関税そのものは徴収されない。

税関総局の2009年12月15日付公文書第7630/TCHQ-KTTT号のガイドラインは上記の通りである。

投資活動

外資系企業の製品の保証、修理の活動

2010年1月12日付けで、税関総局は、投資ライセンスに修理・保証事業が記載されていない場合であっても、ベトナムの外資系企業がベトナムで自ら生産した製品を海外から受け取り、その製品を修理・保証することを認める公文書第163/TCHQ_GSQL号を公布した。この規定は、投資ライセンスに記載された場合にのみ、当該活動を行うことを認める2009年5月27日付公文書第3033/TCHQ-GSQL号の規定に取って代わるものである。



For more information, please contact:

Richard Buchanan
Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland
Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Donald Wilson
Senior Tax Counsel
donawilson@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Lynn Tastan
Tax Director
ltastan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 0751

Andrea Tochackova
Tax Director
atochackova@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte – Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia – a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

© 2010 Deloitte Vietnam Tax Company Limited

Hanoi Office

8 Pham Ngoc Thach, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3852 4123
Fax: +84 4 3852 4143

Tax & Consulting Advisory Office

Suite 401, Ocean Park Building
1 Dao Duy Anh, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3577 2530
Fax: +84 4 3577 2529

Ho Chi Minh Office

11th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang, District 1
Ho Chi Minh City
Tel: +84 8 3910 0751
Fax: +84 8 3910 0750

www.deloitte.com/vn